



雇用調整助成金等の申請手続きに必要な費用を県内全域で補助

募集期間

2020年6月9日から2021年2月28日まで

目的

広島県では、県内の中小企業や個人事業主の皆様に対して国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の申請手続きに必要な費用を支援します。この制度は、県内の全市町と連携し、全県共通の取組として展開していくものです。度重なる助成制度の改正により、理解が難しく、依然として申請手続きにハードルを感じている中小企業や個人事業主の方も多いため、雇用調整助成金等の申請を行うにあたり、必要となる書類の作成や代理申請等を社会保険労務士に依頼した場合に、支払った費用を補助することとしました。申請期限は令和3年2月28日(日)です。

支援内容

▼雇用調整助成金等の支給申請手続きについて、必要となる書類の作成等を社会保険労務士に依頼して行う際に係る経費を補助します。

(※県外の社会保険労務士に依頼した場合も、補助の対象となります。)

▼対象経費

雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類等の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に、支払った費用(消費税を除く)

支援規模

▼助成額

10万円を上限に補助対象経費の全額を補助

対象者の詳細

▼対象者・支給要件

次の全てに該当する事業者が対象となります。

1. 県内の町(※1)に主たる事業所が所在している中小企業者(※2)
2. 雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者(※3)
3. 本事業における補助金の交付を受けていないこと。(1者1回限り)
4. 暴力団又は暴力団員等に関する事項に該当がないこと。

※1 府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町。

※2 雇用調整助成金等の支給決定を受けている社会福祉法人や医療法人等の法人・団体についても補助対象となる。ただし、公益法人など、行政からの補助金・委託費などの公的資金を受けている法人は対象外とする場合がある。

<補助対象法人・団体の例>

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)など

※3 休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに係るものに限る。

対象地域



お問い合わせ

〒730-8511

広島県広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局 雇用労働政策課

電話番号：082-513-2838

受付時間：平日9時から17時まで (※12時～13時は除く)

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金